

# 鳥取県後期高齢者医療保険料減免及び徴収猶予実施要綱

平成20年3月31日

訓令第7号

(趣旨)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第111条及び鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第25号。以下「条例」という。)第18条及び第19条の規定に基づき、鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という。)の減免及び徴収猶予の取り扱いについては、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療施行規則(平成20年規則第6号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(保険料の減免基準)

第2条 鳥取県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)は、条例第19条第1項第1号から第5号に掲げる事由に該当し、資産等の活用を図ったにもかかわらず保険料の納付が困難であると認める場合においては、その申請によって保険料を減免することができる。

2 広域連合長は、同項第6号に掲げる事由に該当する場合は、その申請によって、該当する旨を明らかなる書類を添付することによって、保険料を減免することができる。

3 前2項の規定による減免の割合は、別表に掲げる区分によるものとする。

(減免の適用範囲)

第3条 当該減免の対象となる保険料の額は、当該年度において、申請のあった日以後に納期の到来する納期分の額とする。ただし、災害等により条例第19条第2項の規定する日までに申請が困難であると広域連合長が認めた場合は、同条第1項に掲げる事由が発生した日以後に納期の到来する納期分の額とすることができる。

(減免の申請)

第4条 条例第19条第2項の規定による申請は、当該年度分に限り行うものとし、年度を超える申請をすることはできない。

(保険料の徴収猶予基準)

第5条 広域連合長は、条例第18条各号に掲げる事由に該当し、資産等の活用を図ったにもかかわらず保険料の全部又は一部を一時に納付が困難であると認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って保険料の徴収を猶予することができる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 別表

条例区分	事由	減免割合
条例第19条第1項第1号	災害により資産等の60%以上を損失したと認められる場合	所得割額・均等割額とも全額減免
同号	災害により資産等の40%以上を損失したと認められる場合	所得割額・均等割額とも半額減免
同第2号	当該年度において、所得見込が前年と比較し50%以上減少している場合	所得割額を全額減免
同第3号・第4号・第5号	当該年度において、所得見込が前年と比較し50%以上減少している場合	所得割額を半額減免
同第6号	法第89条による給付制限	所得割額・均等割額とも全額減免